

第5節 小括

本章では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において事業の継続を求められた労働者について、基本的対処方針に掲げられた国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務に該当すると考えられる業種の労働者を分析対象労働者として、その働き方について分析した。その際、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」の労働者の働き方について重点的に分析を行った。

まず、分析対象労働者の働く実態についてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、2020年4～5月の最初の緊急事態宣言下において忙しさや肉体的負担、精神的負担が増大し、その後もその状況が継続している労働者が多く、健康状態が悪化している者が一定割合存在することも分かった。これらの業種では、感染拡大下の忙しさの増大や、感染リスクを伴うことによる緊張感の高まり等を背景として、肉体的負担、精神的負担が増していることがうかがえる。また、「小売業（生活必需物資等）」では、「ドラッグストア」「ホームセンター」「食品スーパー」「総合スーパー」等、いわゆる「巣ごもり需要」の影響等を受けた職場において労働者の忙しさが増大し、肉体的負担、精神的負担の増大につながっていることがうかがえた。このように、感染拡大下においても引き続き業務の継続が求められ、むしろ忙しが増し、肉体的負担、精神的負担が増大した労働者の存在が明らかとなった。

こうした労働者の働く実態を踏まえ、感染拡大に対する勤め先の対応策やその効果についてみると、「業種別ガイドラインの遵守」や「感染防止に係る消耗品の配布または費用負担」等の直接的な感染防止対策に関する項目については勤め先で高い割合で実施されている。また、「従業員の体制増強」や「ラッシュ時を避けた時差出勤」「個人の希望に応じたシフトの融通」といった、人員体制の強化や柔軟な働き方の実施に関する項目については、2020年4～5月の最初の緊急事態宣言下においては、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では実施割合や労働者の満足度が低い傾向にあったものの、2020年1月の2度目の緊急事態宣言下においては、「従業員の体制増強」については、満足度がやや高まっている。さらに、こうした取組に加え、「感染リスクの下での出勤に対する特別手当」「感染リスクの下での出勤に対する賞与の増額支給」など忙しが増大した感染拡大下での業務について適切に評価し、処遇を行うことも含め、各種の対応策を総合的に実施することで、労働者の肉体的負担、精神的負担の軽減や、仕事を通じた満足度の向上につながる可能性があることが分かった。

以上のように、感染拡大下において業務の継続を求められた労働者については、忙しさや心身の負担が増大した者が一定の割合で存在したことをみてきた。また、勤め先では基本的な感染防止対策に加え、柔軟な働き方の実施や適切な処遇等の対応策を総合的に実施していくことが、労働者が満足度を少しでも高くして働いていくために重要である可能性があることについてみてきた。感染拡大の影響は長期化しており、こうした労働者の働く職場は厳しい状況が続くことが考えられる。こうした状況下においても労働者が意欲をもって働き続けられるよう、勤め先の企業・施設では、労使でコミュニケーションをとりながら、労働者が可能な限り満足できる対応に取り組むことが期待される。また、政府には、こうした企業・施設の取組を支えていくことが求められる。